

事 業 委 員 会

令和 6 年 1 2 月 6 日 (金)

事業委員会

日 時 令和6年12月6日(金) 午前10時00分～午前10時27分

場 所 岬町役場 第二委員会室

出席委員 道工委員長、出口副委員長、大里、松尾、坂原、奥野、谷崎、竹原

傍聴議員 早川、中原、谷地

出席理事者 田代町長、中口副町長、上田副町長、古橋教育長、川端まちづくり戦略室長兼町長公室長、廣田まちづくり戦略室理事、内山財政改革部長、西総務部長・会計管理者、谷総務部理事兼財政改革部理事、寺田まちづくり戦略室企画地方創生監、新堀まちづくり戦略室理事(企画地方創生担当)、奥都市整備部長、吉田都市整備部理事(産業観光促進担当)、小坂都市整備部理事(土木担当)兼土木課長、奥田下水道事業理事、佐々木都市整備部理事(建築担当)、竹田産業観光促進課長、藤井建築課長、池上下水道課長、

事務局 増田議会事務局長

案 件

1. 付託案件について
2. その他

(午前10時00分 開会)

道工委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから事業委員会を開会をさせていただきます。

本日の出席委員は、8名全員出席でございます。

理事者につきましては、関係者に出席をしていただいております。ありがとうございます。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより事業委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いいたします。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催いたします。よろしく願いをいたします。

また、本日の会議には、傍聴者の方がご参加いただいております。早朝からありがとうございます。

12月4日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けております議案3件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者につきましては、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、理事者の発言につきましては、所属部署と氏名を言ってからお願いをいたします。

議案第75号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次）についてのうち、本委員会に付託されました案件を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

歳入歳出を続けて、説明をお願いいたします。よろしくどうぞ。

竹田課長。

竹田産業観光促進課長 令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次）のうち、当委員会に付託された案件について、ご説明いたします。

委員会資料の1ページをご参照ください。

初めに、歳入といたしまして、20、繰入金、2、特別会計繰入金、深日財産区特別会計繰入金といたしまして、129万8,000円を増額補正するもので

す。

内容としましては、深日地区の林道棟合線改修工事に充当するため、深日財産区特別会計から繰入れを行うものです。

詳細については、歳出でご説明いたします。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 続きまして、23、町債、1、町債、住宅債といたしまして、150万円を増額補正するものです。

内容としましては、今年9月の事業委員会協議会で報告した町営住宅の明け渡し請求に関する訴訟が終結し、明け渡された町営住宅の解体撤去に要する費用を計上しているものです。

詳細については、後ほど歳出で説明します。

以上、当委員会付託分、歳入合計279万8,000円を増額補正するものです。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 続きまして、歳出について、ご説明いたします。

委員会資料の2ページをご参照ください。

6、農林水産業費、2、林業水産業費、林道整備費として、129万8,000円を増額補正するものです。

工事箇所につきましては、3ページをご参照ください。

内容としましては、深日地区の林道棟合線において、長年の通行等により、舗装が劣化し、雨の影響などにより、路肩が崩落して、通行に支障を来していることから、改修工事を行うため、必要な経費を計上するものです。

工事概要は、崩れた路肩ののり面の下に基礎のためのコンクリートを敷きならし、その上にふとんかごを設置し、表面をコンクリートにて補強する予定としています。

工事延長としましては、7メートルです。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 続きまして、委員会資料2ページにお戻りいただきまして、8、土木費、5、住宅費、町営住宅維持補修費としまして、176万円を増額補正するものです。

工事箇所につきましては、4ページをご覧ください。

工事の内容は、町営住宅の明け渡し請求訴訟の終結によるものです。

訴訟の概要は、淡輪の町営住宅において、訴訟相手方の母親が契約していた住宅に母親が死亡したにもかかわらず、別棟を契約している相手方が居座り、不法占拠を続けたことから、死亡した母親が契約していた住宅の明け渡しと不法占拠による家賃相当損害金の支払いを求め、今年6月に訴訟を提起しました。岬町の全面勝訴の判決が8月に確定しましたが、その後も相手方は居座り、交渉にも応じないことから、11月26日に裁判所による強制執行を行い、明け渡しが完了したところです。

明け渡しは完了しましたが、そのまま放置すると、不法侵入等のリスクが予見されることから、速やかに解体する必要があると判断し、その費用を計上しているものです。

なお、この淡輪の町営住宅は、町営住宅の維持管理方針を示す計画において、築70年を経過し、老朽化していることなどから、入居者が退去すれば、順次、建物を解体するとして、計画的に解体撤去を進めております。

以上、当委員会付託分、歳出合計305万8,000円を増額補正するものです。

道工委員長 続いて、地方債の補正をしてください。

藤井建築課長 地方債の補正、追加を説明します。

起債の目的は、町営住宅解体撤去事業、補正前の限度額0を補正後の限度額150万円へ、地方債限度額を変更するものです。

令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次）について、説明は以上です。

道工委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、質疑等ございませんか。

松尾委員。

松尾委員 資料2ページの町営住宅撤去工事のことについてですけども、先ほど11月26日に強制執行で明け渡しが完了しているということですが、その後、住まわれていた、不法に住まわれていた方はどうされたのかということをお聞きしたいということと、あと今回、解体撤去するその住宅については、請求内容で幾らかというのが先ほども言われましたけれども、訴訟費用としてもありますし、滞納されて

いる部分は、今後どうされていくのかというのをお聞きしたいと思います。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 松尾委員のご質問にお答えします。

この住まわれていた方は、かねてから福祉部局との連携を行ってありまして、そういう生活を支援するような施設のほうに入所が決まってありまして、特段ホームレスになるようなことなく、スムーズに退去していただいたという状況になっております。

もう一つの質問の費用の回収についてはどうするのかというところですが、預貯金があれば差押えを行うなど、最善の努力を尽くして、回収していきたいと思っております。

道工委員長 よろしいですか。松尾委員。

松尾委員 はい、分かりました。

あと2点ほどあるのですが、岬町の町営住宅の長寿命化計画によると、淡輪住宅は6棟ですかね、深日小池谷住宅1棟の計7棟が用途廃止とされていると思うのですが、今回のこの淡輪住宅12つというところの以外に、残り何棟そういうのが残っているのかというのをお知らせいただきたいというのが1点です。

もう一点は、この長寿命化計画では、用途廃止後の用地は民間への売却も視野に活用方法を検討すると書かれているのですが、今回の用地については、今後どのような活用をされていくのかというのを併せて教えていただきたいと思っております。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 松尾委員の質問にお答えいたします。

岬町には、木造の町営住宅がもともと3地区にございまして、この訴訟の対象となっているのが淡輪地区にあります木造住宅です。明け渡しされた住宅を含めまして、残り5棟残っております。

深日地区にある町営住宅もございまして、そちらが残り1棟、多奈川にありましたのは、もう既に全て解体撤去が終わっておりまして、更地になっていると。

長寿命化計画にも記載はしておりますけれども、築70年とかなりの期間がた

っております、10年ほど前に建て替え終わりました緑ヶ丘住宅に統合建て替えをするということで、耐震性もないしということで、移転をいろいろ支援をしてきたんですけれども、なかなかやっぱり住みなれたエリアで、このまま高齢にもなっているから住ませてほしいということでおっしゃって、何人かの方が今もお住まいになられているという状況です。

もう一点の、この後、売却等どうするんだというような話なんですけれども、町営住宅の敷地は、全て解体が全部終われば、そのエリアをまとめて売却も視野に検討していくということにしておりまして、長寿命化計画でも記載しておるんですけれども、現在、売却等も含めて、どういう可能性があるかっていうのを調査しているところです。

道工委員長 他にございませんか。坂原委員。

坂原委員 私も今と同じところ、町営住宅の撤去に関連して、お聞きしたいんですけど、この不法占拠をしている方の影響で、近隣住民が非常に迷惑しておったという状況も聞いておりますので、今回はスムーズに退去をできてよかったと思います。その間に随分長い時間をかけて、担当課のほうも丁寧に対応しているのを見聞きしておりますので、大変ご苦労さまでした。

不法占拠をしている家は、今回、撤去をするということですが、1点だけ確認したいのが、この今回退去した本人の名義の住宅も、もう一軒ありますね、その家は今後どうするのですかね。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 坂原委員のご質問にお答えします。

本人名義で借りている家も、先ほどちょっとご説明したように、本人は、ちょっと福祉的な配慮を持って対応した結果、施設に入所したということになっております、住む気はないということなので、本人と調整して、12月末をもって明け渡しという協議を進めているところです。

ただ、なかなかそういう手続が難しいと言うか、できにくい方なので、そこは今、福祉の部局とも連携しながら、手続をスムーズにできるように調整しているところです。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 分かりました。参考までに、淡輪住宅では、今、現に住んでいる方はあと何軒

あるんでしょうか。

道工委員長 藤井課長。

藤井建築課長 現在住んでいる方が3軒ございます。

道工委員長 他にございませんか。出口副委員長。

出口副委員長 1点質問をいたします。

深日地区の棟合で、7メートルの工事延長の修理をするということで、ふとんかごを使用すると聞いておりますけども、この棟合地区は特に大雨が降ると、非常に集中的に林道のほうに水が集まってきますので、ほかの箇所も多少の影響は出ているのではないかと私は感じています。昨年度もまた新池と古池の上の部分をふとんかごで道路修繕してもらったけれども、ほかにこの部分以外に、そういうふうな影響を受けている部分はないですか。

道工委員長 竹田課長。

竹田産業観光促進課長 出口副委員長のご質問にお答えいたします。

現在のところ、大雨の影響を受けている箇所は、今回の工事箇所のみ確認しておりまして、雨の影響を受けやすい箇所ということですので、また点検をしながら確認していきたいと思っております。

道工委員長 出口副委員長。

出口副委員長 ありがとうございます。

ただ、昨年度も新池、古池の一番上の栗林の部分で、ふとんかごの修正をしているんですけども、あれも一部、一部と修正をしてあって、またもろい部分が多々出てきていると思いますので、再度その辺も、また都市整備部のほうで点検お願いしたいと思います。要望でございます。

道工委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

道工委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第75号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第75号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第78号、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第2次）についてを議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

歳入歳出を続けて、説明をお願いいたします。

池上課長。

池上下水道課長 令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第2次）について、ご説明いたします。

委員会資料の5ページをご参照ください。

収入といたしまして、1、下水道事業収益、2、営業外収益、他会計補助金といたしまして、27万5,000円を増額補正するものです。

内容としましては、人事異動に伴う人件費を計上しております。

詳細については、支出でご説明いたします。

以上、当委員会付託分の収入合計27万5,000円を増額補正するものです。

次に、支出といたしまして、1、下水道事業費用、1、営業費用、管渠費として、26万7,000円を増額補正するものです。

内容としましては、人事異動等によるもので、給料6万3,000円、職員手当で21万4,000円、法定福利費マイナス1万円を計上するものです。

続きまして、総がかり費としまして、8,000円を法定福利費として増額補正するものです。

以上、当委員会付託分の支出合計27万5,000円を増額補正するものです。

道工委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、質疑等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

道工委員長 なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第78号、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第2次）について、
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第78号は、本委員会において可決されました。

議案第85号、岬町下水道条例の一部改正についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略し
たいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

道工委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑ございませんか。奥野委員。

奥野委員 今回のこの改正箇所、大腸菌群数の群がなくなるということの字句訂正でござい
ますが、もう少しこの大腸菌だけになったという、群があとどんだけ菌がある
のかなというところ、できれば詳細も少し説明をいただければと思います。

道工委員長 池上課長。

池上下水道課長 奥野委員の質問にお答えします。

大腸菌群は、乳糖を分解してガスと酸を発生させる菌の集まりを指します。そ
の集合の中の一つが大腸菌になっております。

ですので、大きな集合の中の一部が大腸菌、大きな集合が大腸菌群という呼び
名になります。

今般、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上、可
能になりました。関係法令に基づく大腸菌数に係る水質基準について、大腸菌数
に係る基準に変更されることを踏まえ、放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準

についても、大腸菌数に係る基準に改正されたため、本改正を行うものです。

道工委員長 よろしいですか。奥野委員。

奥野委員 専門的なことで、分かったようで、もう一つ分かってないんですけど、要するに、排水の基準の大腸菌の基準が決まったということの改正ということですね。ありがとうございます。

道工委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

道工委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第85号、岬町下水道条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

道工委員長 全員、満場一致であります。

よって、議案第85号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案3件については、全て議了いたしました。

続いて、その他として、本委員会所管の事項で何かございませんか。

奥野委員。

奥野委員 その他で、少しお時間をいただいて、この前の私の一般質問の中でも、深日漁港のふれあい広場あたりの工事のことも少し触れたんですけど、小坂理事からも答弁をいただいて、金乗寺からおりてきた海側のところで、今工事をやっただいております。水産課のほうで予算措置をしていただいて、工事が始まっております。

それと、もう一件、一般質問のすり合わせのときにも、小坂理事にも確認させ

ていただいたんですけれど、道の駅の下のあたりに以前よく大雨だったら冠水して、国交省で直していただいたと思うんですけれど、少し排水の工事もやっていただいておりますので、その2件をこの機会にご説明しといていただいたほうがいいのかなと思われましたので、お願いいたします。

小坂都市整備部理事（土木担当） 奥野委員のご質問にお答えします。

まず、深日漁港の側溝工事ですけれども、もともとは金乗寺から出てきた町道は、すぐ横は漁港になっておりまして、道路の水は漁港から海へ落ちていたんですけれども、埋め立てをやったときに、側溝が設置なされなかったために、大雨の際は水がたまる状況になっておりました。

今回、岬町の要望を聞いていただいて、水産課のほうで工事をしております。

概要としましては、側溝の延長が143メートルで、幅が30センチ、高さが30センチから40センチの側溝の工事になります。この工事によりまして、水たまりは解消されると思われま。

続きまして、淡輪ランプの冠水の件なんですけれども、こちらにつきましては、大雨のときに毎年のように浸水しておりまして、岬町として、大阪府議団要望の際にも淡輪ランプの浸水対策が重要課題として要望してまいりました。

その中で、あそこの場所は府道になりますので、大阪府がまずできる対策を行っていただいております。

大雨の際に、現地調査したところ、見つかった問題点がありまして、その問題点の1つが、まず淡輪ランプの一番低いところ、水が集まる一番低いところにグレーチングの蓋がありまして、そこから水は水路に落ちるんですけれども、大雨の際には、水と一緒に葉っぱや土砂が流れてきまして、そこを詰まってしまうと、もう水が一切落ちずに、浸水が広がるという問題がありました。

その対策としまして、グレーチングの周りはコンクリートぶたの蓋がいっぱいあるんですけれども、そちらをコンクリートぶたからグレーチングに交換しまして、それで今よりも水が落ちる箇所を増やして、水が落ちるようにするという対策が1つです。

もう一つの問題点っていうのが、ゴルフの打ちっ放しのほうから流れてくる側溝があるんですけれども、その側溝も結局、浸水箇所のところに流れております。その側溝がかくかく曲がっておりまして、すごく流れが悪くて、そこも大雨のと

き調査したら、あふれる原因にもなっておりますので、新たにかくかく曲がっている側溝は置いといて、新たに真っすぐな側溝を1本入れて、水路を増やして、流れやすくして、浸水の対策を行っております。

今後とも、大阪府としましては、現在の対策で今後の大雨の状況を見まして、これでいいのか、これ以上の対策が必要かというところも検討していくと伺っております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 報告ありがとうございました。

担当課においては、大阪府といろいろと交渉もいただき、これで冠水がなくなるんじゃないかというふうに思っております。できれば現場の写真を撮っていただいて、資料を配付いただけたら、見ていただいたらすぐ分かるかなと思うんで、できれば資料お願いできますか。

道工委員長 小坂理事。

小坂都市整備部理事（土木担当） また資料のほう、そしたら作成して、配付するようにいたしますので、よろしくお願ひします。

道工委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

道工委員長 ないようですので、これで、あとほかの委員ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

道工委員長 それでは、その他もございませんので、本日の審査経過並びに結果につきましては、次の本会議におきまして、委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これで事業委員会を閉会をいたします。

（午前10時27分 閉会）

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和6年12月6日

岬町議会 道 工 晴 久